

別紙1 用語の定義

本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「明渡完了予定日」とは、展示物等更新期間の満了日又は本契約に基づいて変更された場合には変更された日をいう。
- (2) 「維持管理業務」とは、本施設の性能等の現状を維持し、その機能が十分発揮されるようにするための関連業務の一切をいい、入札説明書等において維持管理業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして民間事業者提案によって提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含む。なお、かかる業務を遂行することを単に「維持管理」という。
- (3) 「維持管理企業」とは、●をいう。
- (4) 「維持管理・運営業務」とは、展示物等更新業務、維持管理業務及び運営業務の総称をいう。なお、展示物等更新業務を実施したうえで、維持管理業務及び運営業務を実施して本施設を維持管理して運営することを単に「維持管理・運営」という。
- (5) 「維持管理・運営期間」とは、別紙3（事業日程）に定める期間をいう。
- (6) 「運営業務」とは、展示用潜水艦を展示し、本施設を運営するための関連業務の一切をいい、入札説明書等において本施設の運営業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして民間事業者提案によって提案された業務並びにこれらの付随関連業務をいう。なお、かかる業務を遂行することを単に「運営」という。
- (7) 「運営企業」とは、●をいう。
- (8) 「改修企業」とは、●をいう。
- (9) 「監視職員」とは、受注者による本契約の適正かつ確実な履行を確保するために発注者の定めるところにより設置する職員をいう。
- (10) 「業務要求水準書」とは、入札説明書の別添資料①の業務要求水準書及び第一次審査通過者に対して配布する業務要求水準書（追加分）の総称をいう。なお、「要求水準」とは、各業務に関し、業務要求水準書に定められた当該業務の実施において満足することが最低限要求される水準をいう。
- (11) 「サービス対価」とは、本契約に基づく受注者による維持管理・運営業務の対価として支払われる本事業の対価であり、本契約別紙6にいう展示物等更新業務、維持管理業務及び運営業務の各業務に係るサービスの対価支払額の合計が総額金●円であるものをいう。
- (12) 「事業期間」とは、本契約の締結日から、第61条に定める事業期間の終了日又は当該終了日以前の契約解除による本契約の終了日のいずれか早い時点までの期間をいう。
- (13) 「事業年度」とは、事業期間中の各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間をいう。
- (14) 「展示物等更新期間」とは、別紙3（事業日程）に定める期間をいう。
- (15) 「展示物等更新業務」とは、入札説明書等において展示物等更新業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして民間事業者提案によって提案された業務並びにこ

これらの付随関連業務を含む。

- (16) 「計画図書」とは、第21条第1項及び第2項の定めるところに従って発注者の確認が得られた業務要求水準書に記載された各図書（第21条第3項の定めるところに従って修正等がなされた場合には、当該修正後に発注者の確認が得られたものをいう。）をいう。
- (17) 「計画変更」とは、発注者に提出された計画図書の変更並びに入札説明書等に示された計画条件の追加及び変更をいう。
- (18) 「総括代理人」とは、受注者が第13条第2項に定める権限を行使させるために設置する者をいう。
- (19) 「展示用潜水艦」とは、ゆうしお型潜水艦“あきしお”（昭和57年起工、平成16年3月に除籍済み）をいう。
- (20) 「入札説明書等」とは、発注者が本事業の入札手続において配布した業務要求水準書その他の一切の資料をいう。
- (21) 「不可抗力」とは、予見可能な通常範囲を超える、(i) 天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊、感染症の流行等）、(ii) 人災（戦争、テロ、暴動等）及び (iii) その他発注者及び受注者の責めに帰すことのできない事由をいう。ただし、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する政府・地方自治体による感染拡大防止のための緊急事態宣言、休業要請その他の新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大防止措置については、「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月14日、公益財団法人日本博物館協会）」、「博物館等の開館に向けた考え方について（令和2年5月8日、広島県教育委員会）」その他本契約締結までに制定改訂その他効力が生じたガイドラインその他本事業又は受注者に適用がある準則、宣言、要請等に基づき実施されるものを含め、本契約締結時点で予見可能な通常範囲のものは除かれるものとする。
- (22) 「付帯施設」とは、付帯事業を実施するための施設をいう。
- (23) 「付帯事業」とは、本事業の目的を妨げない範囲において、本事業以外の事業として民間事業者提案に基づき本施設等において行政財産の使用許可を得て受注者が行う事業をいう。
- (24) 「法令変更」とは、法令の制定及び改廃をいう。なお、本契約上で表示される特定の「法令」は、別段の定義がなされている場合を除き、いずれもその適用時点までの改正が当然に含まれ、また、「法令変更」は、法令の制定又は改正については、制定又は改正される法令の公布時点、法令の廃止については、当該廃止が予見可能になった時点でなされたものとする。
- (25) 「本施設」とは、入札説明書等により本事業の対象とされた「海上自衛隊呉史料館」（展示用潜水艦を含む。）をいい、場合に応じて、本契約締結時に既に設置されていた設備、備品等のみならず、展示物等更新業務により新たに設置された設備、備品等も含むものとする。
- (26) 「本施設改修」とは、展示物等更新業務の遂行として履行される史料館の施設及び設備、展示用潜水艦並びに常設展示の改修企画に基づき本施設の更新・改修等を実施して本施設を更新する一連の業務実施をいう。
- (27) 「本施設改修計画」とは、本施設改修により更新・改修等が実施された後の史料館の施設及び設備、展示用潜水艦並びに常設展示の具体的な施設、設備、展示等のリニューアルの計画をいう。

(28)「本事業」とは、海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業をいう。

(29)「民間事業者提案」とは、受注者が本事業の入札手続において発注者に提出した入札提出書類、及び本契約締結までに提出したその他一切の資料をいう。

以 上

別紙3 事業日程
(第7条関係)

本事業の事業日程は、以下のとおりである。計画図書の提出期日等を含む詳細な日程については、民間事業者提案により作成する。

表 1 事業日程

スケジュール	内 容
計画図書の提出期限	令和●年●月●日
維持管理・運営期間	令和3年4月1日～令和10年3月31日
展示物等更新期間	令和3年12月1日～令和4年2月28日

別紙4 保証書の様式 (第41条関係)

保証書(案)

支出負担行為担当官 ● ●殿

[改修企業](以下「保証人」という。)は、海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業(以下「本事業」という。)に関連して、受注者が国との間で締結した令和●年●月●日付事業契約(以下「本契約」という。)に基づいて、受注者が国に対して負担するこの保証書第1条の債務(以下「主債務」という。)を受注者と連帯して、また本契約終了後は単独で保証する(以下「本保証」といい、本保証として国に対して受注者と連帯して主債務を履行する債務を「保証債務」という。)。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において特に定義された場合を除き、本契約において定められるのと同様の意味を有するものとする。

第1条(保証)

保証人は、国に対し、本契約第41条第1項及び同条第2項に基づく国に対する履行の追完(修補、備品についての取替えも含むが、国が承諾した場合に限る。)及び損害の賠償に係る受注者の一切の債務を連帯して保証する。

第2条(通知義務)

国は、工期の変更、延長、業務の中止その他主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、国による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

第3条(保証債務の履行)

- 1 国は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、国が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。
- 2 保証人は、保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。国及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議の上、決定するものとする。
- 3 保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。

第4条(求償権の行使)

保証人は、本契約に基づく受注者の債務がすべて履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。

第5条（終了及び解約）

- 1 保証人は、本保証を解約することができない。
- 2 本保証は、本契約に基づく受注者の債務が終了又は消滅した場合、終了するものとする。

第6条（管轄裁判所）

本保証に関する訴訟は、広島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7条（準拠法）

本保証は、日本法に準拠するものとし、これによって解釈されるものとする。

以上の証として本保証書が2部作成され、保証人はこれに署名し、1部を国に差し入れ、1部を自ら保有する。

令和●年●月●日

保証人： ●
代表者

別紙5 業務報告書の構成
(第55条、第59条及び第62条関係)

(1) 業務報告書の内容

1) 業務日報

業務日報は、以下の業務につき業務を実施した日毎に記録する。なお、日報の構成等については、必要に応じて発注者又は海上自衛隊呉地方総監と受注者の間での協議の上、変更することができる。

- ①出入口開扉・閉扉時間
- ②施設利用者概要（来館者数等の報告）
- ③館内配置人数
- ④施設内巡回・巡視・点検状況（異状等の有無）
- ⑤ガス器具等点検結果（ガス器具を設置する場合）
- ⑥清掃業務実施状況
- ⑦その他特記事項

※設備機器の運転日報、定期点検整備、補修、事故・故障等の記録は別途記録する。

2) 業務報告書（月報）

業務報告書（月報）は、業務項目、月間計画、実施内容・状況、特記事項、改善事項、国の行事等、光熱水量使用状況について、業務責任者名により構成する。実施内容・状況には、下記の事項等を記載する。なお、業務報告書の構成等については、必要に応じて発注者又は呉地方総監と受注者の間での協議の上、変更することができる。

- ①施設利用状況報告
- ②日常作業報告
- ③定期作業報告
- ④セキュリティその他の報告
- ⑤機器・部材等の不具合報告
- ⑥クレーム、依頼事項等報告
- ⑦物価改定の指標（別紙7表5の「使用する指標」の2月末現在の最新値及び前年比変動率）
令和3年2月、令和4年2月、令和5年2月、令和6年2月、令和7年2月
- ⑧その他特記事項

3) 各種点検・保守等報告書

法令及び標準仕様書等に定める構成・書式による。

(2) 提出期限

業務報告書の提出は毎月1回とし、提出期限は報告書作成対象月の末日から起算して10日（休日を含まない。）以内とする。

1) 提出先

報告書の提出先は、海上自衛隊呉地方総監とする。発注者の組織変更があった場合には、組織変更後の当該業務を引き継ぐ部署とする。

2) 発注者の確認通知期限

発注者が受注者から業務報告書を受領した場合、発注者は、海上自衛隊呉地方総監を介して20日（休日を含まない。）以内に受注者に対して業務確認の結果を通知するものとする。発注者が期限までに業務確認の結果を受注者に対して通知しない場合には、発注者が業務確認を行ったものと見なす。

別紙6 対価の支払について
(第58条、第59条及び第68条関係)

(1) サービス対価の種類

本事業を遂行するにあたり必要なサービス対価は、展示物等更新業務、維持管理業務及び運営業務に係る対価、並びに消費税等から構成されるものとする。

1) 展示物等更新業務に係る対価

展示物等更新業務に係る対価は、史料館施設の改修企画業務、設備改修企画業務、展示用潜水艦の改修企画業務、常設展示の改修企画業務、調査・計画業務、業務履行監理業務、各種申請等の業務の対価から構成される。

2) 維持管理業務に係る対価

維持管理業務に係る対価は、史料館施設に係る維持管理業務（建築）、史料館施設に係る維持管理業務（設備）、清掃業務、外構の保守点検業務、警備業務、展示用潜水艦の維持管理業務の対価から構成される。

3) 運営業務に係る対価

運営業務に係る対価は、常設展示業務、企画展示業務、資料の整理・保存業務、館内案内業務、広報業務、総務業務、イベント実施業務、屋外施設開放業務、制服試着体験業務の対価から構成される。

表 2 サービス対価の種類

種 類	含まれる費用
展示物等更新業務に係る対価	展示物等更新業務の実施に係る費用
維持管理業務に係る対価	維持管理業務の実施に係る費用
運営業務に係る対価	運営業務の実施に係る費用
消費税等相当額	上記の各費用のうち、課税対象外のものを除いた当該費用に係る消費税及び地方消費税

(2) サービス対価の支払方法

発注者は、サービス対価について、その種類に応じて、次のとおり支払う。

1) 展示物等更新業務に係るサービス対価の支払方法

発注者は、展示物等更新業務に係るサービス対価について、受注者の展示物等更新業務の実施状況を海上自衛隊呉地方総監を介して検査し、業務要求水準書及び民間事業者提案に定めるサービス水準が満たされていることを確認したうえで、次の手順により、令和3年10月を第1回として、令和10年4月までの間に、毎年4月と10月の年2回の請求月に、受注者から請求を受けて支払うものとする。

- ① 受注者は、令和3年10月から毎年4月及び10月に海上自衛隊呉地方総監を介して検査に合格した部分について発注者に対して請求書を提出する。
- ② 発注者は、受注者からの請求書を受理してから30日（休日を含む。）以内に受注者に対して展示物等更新業務に係る対価を支払う。

2) 維持管理業務に係るサービス対価及び運營業務に係るサービス対価の支払方法

発注者は、維持管理業務に係るサービス対価及び運營業務に係るサービス対価について、次の手順により、受注者の維持管理業務及び運營業務の実施状況を海上自衛隊呉地方総監を介して定期的にモニタリングし、業務要求水準書及び民間事業者提案に定めるサービス水準が満たされていることを確認したうえで、令和3年10月を第1回として、令和10年4月までの間に年2回に分けて、受注者から請求を受けてそれぞれ支払うものとする。

- ① 受注者は海上自衛隊呉地方総監に対して、毎月業務終了後、当該月の末日から起算して10日（休日を含まない。）以内に業務報告書を提出する。
- ② 海上自衛隊呉地方総監は業務報告書の提出を受けた後、モニタリングを行い、受注者にその結果を通知する。
- ③ 受注者は、各支払期間の最終月のモニタリングの結果を確認の上、令和3年10月から毎年4月及び10月に海上自衛隊呉地方総監を介して発注者に対して請求書を提出する。
- ④ 発注者は、受注者からの請求書を受理してから30日（休日を含む。）以内に受注者に対して維持管理業務に係るサービス対価及び運營業務に係る対価をそれぞれ支払う。

(3) 入札価格及び落札価格との関係

入札価格は、サービス対価を構成する、展示物等更新業務、維持管理業務及び運營業務に係る対価の総額から消費税等を控除した金額とする。

契約金額は、入札書に記載された金額に対して、当該金額の100分の10に相当する金額（消費税等相当額）を加算した金額をもって契約金額とする。

ただし、消費税等の税率が変動した場合には、国は当該変動に合わせて変更された消費税等相当額を支払う。

(4) サービス対価の支払スケジュール

サービス対価の支払スケジュールは、表3のとおりである。

表3 サービス対価の支払スケジュール

支払回	支払時期 (請求予定年月)	金額				
		サービス対価(消費税抜き)			消費税 及び 地方消費税相当	合計
		展示物等 更新業務	維持管理 業務	運営業務		
1	令和3年10月	●円	●円	●円	●円	●円
2	令和4年 4月	●円	●円	●円	●円	●円
3	令和4年10月	●円	●円	●円	●円	●円
4	令和5年 4月	●円	●円	●円	●円	●円
5	令和5年10月	●円	●円	●円	●円	●円
6	令和6年 4月	●円	●円	●円	●円	●円
7	令和6年10月	●円	●円	●円	●円	●円
8	令和7年 4月	●円	●円	●円	●円	●円
9	令和7年10月	●円	●円	●円	●円	●円
10	令和8年 4月	●円	●円	●円	●円	●円
11	令和8年10月	●円	●円	●円	●円	●円
12	令和9年 4月	●円	●円	●円	●円	●円
13	令和9年10月	●円	●円	●円	●円	●円
14	令和10年 4月	●円	●円	●円	●円	●円
合計		●円	●円	●円	●円	●円

別紙7 サービス対価の支払額の改定について
(第57条関係)

(1) 展示物等更新業務に係るサービス対価の支払額の改定

展示物等更新業務に係るサービス対価の支払額については、改定を行わない。

(2) 維持管理業務に係るサービス対価及び運營業務に係るサービス対価の支払額の改定

維持管理業務に係るサービス対価及び運營業務に係るサービス対価の支払額の改定について、以下のとおり定める。

1) 基本的な考え方

物価変動の判定については、特定の指標を用いることとし、年1回（毎年3月）に見直しを行うこととする。見直し時の指標と前回改定時の指標とを比較し、3.0%以上の変動があった場合、翌々年度以降のサービス対価の支払額を改定することとする。

受注者は、令和4年2月、令和5年2月、令和6年2月、令和7年2月分及び令和8年2月分の業務報告書で海上自衛隊呉地方総監に報告すること。

2) 令和N年度の維持管理業務に係るサービス対価及び運營業務に係るサービス対価

令和(N-1)年2月末時点の以下に示す指標と前回改定時の指標（令和X年2月末現在の指標）とを比較し、3.0%以上の変動がある場合、令和N年度分の各サービス対価につき、以下の通り改定する。なお、令和4年度のサービス対価のいずれかが改定されなかった場合には、その後、当該サービス対価が改定されるまで、令和2年12月の指標を前回改定時の指標と読み替えることとする。

表4 令和N年度の各サービス対価の改定基準

使用する指標	価格改定の算式
運營業務に係るサービス対価： 「消費税を除く企業向けサービス価格指数（CSPI）」－労働者派遣サービス （日本銀行調査統計局 物価指数統計月報）	$P_n = P_{n-1} \times (CSPI_{n-1} / CSPI_x)$ ただし、 $ (CSPI_{n-1} - CSPI_x) / CSPI_x \geq 0.03$ P_n : 改定後の維持管理業務及び運營業務に係る対価（消費税を除く） P_{n-1} : 改定前の維持管理業務及び運營業務に係る対価（消費税を除く） $CSPI_x$: 前回改定時の指標（令和X年2月） $CSPI_{n-1}$: 令和(N-1)年2月の指標
維持管理業務に係るサービス対価： 「消費税を除く企業向けサービス価格指数（CSPI）」－建物サービス （日本銀行調査統計局 物価指数統計月報）	

別紙 8 維持管理業務及び運営業務に係るモニタリング及び対価の減額等
(第52条、第60条、第65条関係)

(1) 基本的な考え方

発注者は、受注者が契約において定められたサービスを提供することを条件として、受注者に対価を支払う。発注者が受注者にサービス対価を支払うにあたっては、発注者が示している維持管理業務及び運営業務に対する要求水準の達成レベルについて、次に規定する方法でモニタリングを行う。

- ①海上自衛隊呉地方総監は、受注者から提出された業務報告書により、確認を行い、発注者へ通知を行う。
- ②海上自衛隊呉地方総監は、適宜、立ち入り検査を行い、受注者から提出された業務報告書の記載内容、契約の履行状況について確認を行い、発注者へ通知を行うものとする。
- ③発注者は、海上自衛隊呉地方総監を介して、必要に応じて発注者の費用負担において、施設利用者等に対してアンケート、ヒアリングを行う。その結果、業務報告書の記載内容に疑義が生じた場合、受注者と協議するものとする。

発注者は、海上自衛隊呉地方総監からの通知を受けて、受注者が維持管理業務及び運営業務の要求水準に抵触していると判断した場合には、受注者に対して速やかに係る業務の補正を指示することができる。また、受注者は、維持管理業務及び運営業務の要求水準に抵触していることを認識した場合は、発注者の注意、改善勧告等を待つことなく、自ら維持管理業務及び運営業務の要求水準抵触の原因を検討し、改善のための計画を立案し、その後の維持管理業務及び運営業務の要求水準抵触を回避し、サービスの質の維持向上を図らなければならない。

(2) 維持管理業務及び運営業務が要求水準に抵触している場合の定義

維持管理業務及び運営業務が要求水準に抵触している場合とは、以下に示す①又は②の場合をいう。

- ①史料館運営において明らかに重大な支障がある場合
- ②史料館運営において明らかに不具合がある場合

上記①の場合とは、次のような事態が生じていることを指す。

表 5 史料館運営において重大な支障がある場合の例

業 務	該当する事態の例
維持管理業務及び運営業務共通	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者の責による予定日外の施設の閉鎖や事故、施設損壊等の発生 ・維持管理業務又は運営業務の故意による放棄 ・故意に国との連絡を行わない（長期に亘る連絡不通等） ・国への虚偽報告 ・国からの指導・指示に従わない ・受注者の責による食中毒等の発生 等
維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・定期点検の未実施 ・故障等（要求水準に示す機能を果たさない）の放置 ・不衛生状態の放置 ・災害時の未稼動（火災等発生時において適切な機能を果たさない事態の発生） ・安全措置の不備による人身事故の発生 等
運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ・常設展示の入れ替えの不実施 ・企画展示の不実施 ・資料の未整理・棄損・紛失 ・館内案内、広報、屋外施設開放の未稼動 ・総務の不備による事務事故の発生 ・記念イベントの不実施 等

上記②の場合とは、次のような事態が生じていることを指す。

表 6 史料館運営において明らかに不具合がある場合の例

業 務	該当する事態の例
維持管理業務及び運営業務共通	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理業務及び運営業務の怠慢、ミスの頻発 ・施設利用者等への対応不備、苦情の頻発 ・業務報告の不備 ・関係者への連絡不備 等
維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・保全上必要な修理等の未実施 ・業務報告の不備 ・関係者への連絡不備 等
運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ・常設展示の不具合 ・企画展示の不具合 ・資料の不具合 ・館内案内、広報、屋外施設開放の不具合 ・総務の機能不全 ・記念イベントの不具合 等

(3) 維持管理業務及び運営業務が要求水準に抵触している場合の措置

1) 勧告・注意と減額ポイントの発生

維持管理業務及び運営業務のいずれかの業務が要求水準に抵触している場合の措置は、以下のとおりとする。なお、発注者は、海上自衛隊呉地方総監をして、以下の措置を行わせることができる。

①是正勧告及び注意

維持管理業務及び運営業務のいずれかの業務に関し、史料館運営において明らかに重大な支障がある場合に該当するときは、発注者は受注者に対して当該業務に関して是正勧告を行うことができる。また、維持管理業務及び運営業務のいずれかの業務に関し、史料館運営において明らかに不具合がある場合に該当するときは、発注者は受注者に対して当該業務に関して注意を行うことができる。

②減額ポイントの発生

発注者は、モニタリングの結果、受注者による維持管理業務及び運営業務のいずれかの業務が要求水準を満たしていないと判断した場合に、当該業務に対応する当月の減額ポイントを以下の基準により発生させ、受注者に通知する。

表 7 減額ポイント

事 態	減額ポイント
史料館運営において明らかに重大な支障がある場合	各項目につき20ポイント
史料館運営において明らかに不具合がある場合	各項目につき2ポイント

2) サービス対価の減額

各業務のサービス対価の支払に際しては、直近6か月分の当該業務に係る減額ポイントの合計を計算し、下表に従って減額割合を定め、減額の必要がある場合には、当月の当該業務に係るサービス対価の支払額を受注者に通知した上でその減額を行う。

表 8 サービス対価の減額

6か月の減額ポイント合計	対象業務のサービス購入費の減額割合
120以上	100%減額
102以上120未満	1ポイントにつき0.75%減額(76.5%~90.0%の減額)
82以上102未満	1ポイントにつき0.50%減額(41.0%~50.0%の減額)
42以上82未満	1ポイントにつき0.25%減額(10.5%~20%の減額)
42未満	0%(減額なし)

3) 業務実施者の変更

同一の対象業務において連続して2回の減額措置を経た後、さらに減額ポイントの発生があった場合、発注者は、受注者と協議の上、当該業務の受託者を変更させることができる。ただ

し、変更にもなっても追加費用が生じても、発注者は負担しない。なお、受注者が対象業務のサービス対価の支払対象期間の途中に当該業務を行う者を変更しても、当該対象期間の減額ポイントは消滅しない。

4) 本契約の解除

同一の対象業務において連続して3回の減額措置が行われた場合、発注者は6か月以内（休日を含む。）に本契約を解除することができる。その場合、当該年度に支払うことを予定している当該業務の対価について、履行状況に関して受注者と協議の上、発注者は減額又は支払わないものとするすることができる。

(4) 免責等

史料館運営において明らかに重大な支障がある場合、史料館運営において明らかに不具合がある場合の状態と認められたとしても、以下の①又は②に該当する場合には、発注者は受注者に対して措置を講じない。

①やむを得ない事由によりそれらの状態が生じた場合でかつ事前に発注者に連絡があった場合

②明らかに受注者の責めに帰さない事由によってそれらの状態が生じた場合

別紙9 受注者が付保する保険 (第89条関係)

本事業に関して、受注者に付保を要請する保険及びその条件は以下のとおりとする。ただし、以下の保険種目並びに保険条件は最小限度の条件であり、受注者の判断に基づき、追加的な保険種目の付保並びに補償範囲を拡大することを妨げるものではない。

(1) 第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

保険内容 : 本施設の使用、管理の欠陥に起因して派生した第三者（国の職員、来客、見学者、通行者、近隣住民を含む。）に対する対人及び対物賠償損害を担保する。

担保範囲 : 本事業の契約対象となっているすべての施設を対象とする。

保険期間 : 事業期間の全期間とする。

保険契約者 : 受注者、改修企業、運営企業、維持管理企業のいずれかとする。

被保険者 : 発注者、受注者、改修企業、運営企業、維持管理企業及びそのすべての下請負者（リース仮設材を使用する場合は、リース業者を含む。）とする。

保険金額 : 対人 1 億円 / 1 名、10 億円 / 1 事故以上、対物 1 億円 / 1 事故以上とする。

免責事項 : 5 万円 / 1 事故以下とする。

(2) 民間事業者提案に係る保険

※上記以外の保険の付保については、民間事業者提案によるものとする。

別紙10 暴力団排除に関する特約条項
(第94条関係)

発注者及び受注者は、暴力団排除に関し、次の特約条項を定める。

(属性に基づく契約解除)

第1条 発注者は、警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）への照会、又は暴力団対策主管課長からの通知により、受注者が次の各号の一に該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 受注者は、発注者から求めがあった場合、受注者の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。））。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。）及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意するものとする。

(行為に基づく契約解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(暴力団排除に関する表明及び確約)

第3条 受注者は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前2条各号の一に該当する者（以下「排除対象者」という。）を下請負者等（下請負者（再下請負以降の全ての下請負者を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負者等に関する契約解除)

第4条 受注者は、契約後に下請負者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負者等との契約を解除し、又は下請負者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が下請負者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負者等との契約を解除せず、若しくは下請負者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を受注者から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 受注者は、自ら又は下請負者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙11 談合等の不正行為に関する特約条項
(第94条関係)

発注者及び受注者は、談合等の不正行為に関し、次の特約条項を定める。

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 発注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 二 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 受注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、発注者が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項

の契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 二 当該刑の確定において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 三 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

別紙12

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための相互協力に関する特約条項 (第3条第3項関係)

発注者及び受注者は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止のための相互協力に関し、次の特約条項を定める。

(拡大防止措置の必要性の認識共有)

第1条 発注者又は受注者は、本契約締結以降に制定改訂その他効力が生じたガイドラインその他本事業又は受注者に適用がある準則、宣言、要請等（本契約締結時点で予見可能なものを除く。）に基づき新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大防止措置（自主閉館、開館時間短縮を含め、以下「不測のコロナ対策」という。）の必要がある場合、相手方に対し、協議を申し入れることができる。

- 2 前項の定めるところに従っていずれかの当事者から協議の申入れがなされた場合、相手方は、当該申入れに誠実に対応するものとする。
- 3 前各項の定めるところに従って協議がなされるにあたり、受注者は、発注者に対し、本事業の遂行に関して必要となる不測のコロナ対策により、その実施期間において見込まれる費用削減で賄われない利益の逸失その他の損害、損失等（付帯事業に関するものを除く。）が想定されるとき、及び／又は本事業の遂行はできるが、不測のコロナ対策の実施により受注者に増加費用（付帯事業に関するものを除く。）が発生することが想定されるときは、その想定の合理的な見積りの詳細を記載した書面をもって直ちに通知しなければならない。この想定において、受注者は、客観的な根拠に基づき損害、損失等及び増加費用が最小限に止まるよう合理的に見積りを行わなければならない。
- 4 前各項の定めるところに従って協議が調った場合には、発注者及び受注者は、当該協議の結果に従うものとする。

(先行対応)

第2条 発注者及び受注者は、前条の定めるところに従って協議が調う前であっても、不測のコロナ対策の実施の必要性を認めるときは、相手方に対し、自己の責任及び費用負担において、本事業の全部又は一部の中止その他の不測のコロナ対策の実施措置を講じることを宣言できる。

- 2 前項の宣言が発注者からなされたときは、受注者は、これに直ちに従って本事業の全部又は一部の中止その他の不測のコロナ対策の実施措置を講じなければならない。この場合、受注者は、その発注者の宣言が解除されるまでに生じた、費用削減で賄われなかった利益の逸失その他の損害、損失等（付帯事業に関するものを除く。）、及び／又は、その実施措置を講じたことにより受注者が実際に費やした増加費用（付帯事業に関するものを除く。）を発注者に対して合理的な範囲で請求することができる。
- 3 第1項の宣言が受注者からなされたときは、受注者は、自己の宣言に従った本事業の全部又は一部の中止その他の不測のコロナ対策の実施措置を自己の費用と責任で講じなければならない。

い。ただし、発注者は、その受注者の宣言が解除されるまでに生じた費用削減で賄われなかった利益の逸失その他の損害、損失等（付帯事業に関するものを除く。）、及び／又は、その実施措置を講じたことにより受注者が実際に費やした増加費用（付帯事業に関するものを除く。）のうち、発注者が認めたものを負担することができる。

（サービス対価の取扱い）

第3条 受注者が本別紙の特約条項に従って業務の一部を実施しなかった場合、発注者は受注者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用について、当該業務に係るサービス対価を減額し又は支払わないことができる。

2 前項の定めにかかわらず、発注者は、本別紙の特約条項に従って受注者の利益の逸失その他の損害、損失等（付帯事業に関するものを除く。）又は増加費用（付帯事業に関するものを除く。）の負担に代えて受注者が実施しなかった業務に係るサービス対価を支払うことができる。

（契約の解除）

第4条 前各条の規定にもかかわらず、不測のコロナ対策の実施措置を講じることにより、発注者が本事業の継続が困難と判断した場合（前各条の履行のために多大な負担を要すると判断した場合を含む。）、発注者は、受注者に対して書面により通知した上で、将来に向かって本契約を解除することができる。

2 前項の規定に基づき本契約が解除されたことによって、受注者に生じた合理的な範囲の利益の逸失その他の損害、損失等（付帯事業に関するものを除く。）及び増加費用（付帯事業に関するものを除く。）の負担は、本契約第74条の定めによるものとする。

3 本契約第66条第1項、同条第2項、第68条第1項、同条第2項は、第1項の規定により本契約が解除された場合において、これを準用する。

4 第1項の規定に基づき本契約が解除された場合において、発注者が前項に定めるところに従って展示物等更新業務のいずれかの本施設改修の実施の仕掛かり部分の明渡しを受けることを選択せず、発注者が受注者に対し当該仕掛かり部分を原状回復するよう請求した場合で、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復の処分を行わないときは、発注者は、受注者に代わって原状回復の処分を行うことができ、これに要した費用を受注者に求償することができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分について異議を申し出ることができない。

（適用範囲）

第5条 前各条の規定は、如何なる場合でも、付帯事業については適用されないことを確認する。不測のコロナ対策の実施・不実施に起因する付帯事業についての利益の逸失その他の損害、損失等及び増加費用については、その一切を受注者が負担するものとする。

以 上